

処 分 基 準

令和元年 1 2 月 1 4 日

法 令 名：遺失物法施行規則
根 拠 条 項：第 3 0 条第 1 項 (1 3 - 1)
処 分 の 概 要：特例施設占有者の指定の取消し
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 遺失物法第 1 7 条（特例施設占有者） 遺失物法施行令第 5 条第 5 号（特例施設占有者の要件） 遺失物法施行規則第 3 0 条第 1 項（指定の取消し）
処 分 基 準： 遺失物法施行令第 5 条第 5 号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ（１）から（４）までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等を行おうとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第 5 条第 5 号ロ（１）から（３）までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。
問 い 合 わ せ 先：千葉県警察本部総務部会計課監査係（０４３-２０１-０１１０）
備 考：